

# 議会運営委員会報告書

平成27年4月22日

備前市議会議長 田口健作 殿

委員長 橋本逸夫

平成27年4月22日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

## 記

案 件	審査結果	備 考
1 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 政務活動費収支報告書の審査 ② 平成26年度議会費補正予算について ③ 備前市議会 I C T活用プログラム（仮称）について ④ 議会報告会について ⑤ 備前市まち・ひと・しごと創生懇談会（案）委員の就任について ⑥ 議会だより編集委員の選出について	継続調査	—
2 議会の運営に関する事項についての調査研究 ① 委員会の運営について	継続調査	—

### <報告事項>

- 会派の異動について
- 行事予定等について



《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
報告事項（会派の異動）	2
議長の諮問に関する事項についての調査研究	3
議会の運営に関する事項についての調査研究	17
報告事項（その他）	18
閉会	18



## 議会運営委員会記録

招集日時	平成27年4月22日（水）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午前11時59分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	橋本逸夫	副委員長	西上徳一
	委員	尾川直行		津島 誠
		掛谷 繁		星野和也
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	田口健作	副議長	守井秀龍
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	議会事務局長	草加成章	議会事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍聴者	議員	なし		
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

## 午前9時30分 開会

○橋本委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、委員全員の御出席をいただきました。定足数に達しておりますので、ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

\*\*\*\*\* 報告事項（会派の異動） \*\*\*\*\*

まず、協議に先立って会派の異動について、議会事務局長より報告がございます。

○草加議会事務局長 会派の異動について御報告申し上げます。

既にメールでお知らせしておりますが、3月31日付で西上徳一議員、山本成議員が新志会を脱退され、4月1日付で守井秀龍副議長とともに経民会を結成されております。なお、経民会の代表は西上議員でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○尾川委員 会派の変更はええんですけど、議運の代表の問題をよう議論してもらわないけんと思うんですよ。それとあと会派になるわけでしょう、残りは。そこから議運には出てないわけですよ。それで、2年間そのまま走るんか、もう構成がえせにやいけんのじゃないんですか。

○橋本委員長 まああと1年です、実質。

○尾川委員 一連、じゃもう構成がえせにやおえんのじゃねえんか。

○橋本委員長 ただいま尾川委員のほうからそのような提案がございましたが、他の委員の皆さんどうですか。

○掛谷委員 検討する必要があると思います。それで、どうしたら一番いいのか、これは事務局、どういうふうになっているんかお知らせをしていただければと思いますけれど。

○石村議事係長 会派の構成と人事の関係でございますが、前任期の後半、平成24年6月の構成がえの際には議会運営上の会派が成立していたことから、議会構成の際にも会派代表による委員の選考が行われたと記憶しております。

今期の改選前も同様の想定でおりましたが、会派の動きによっては会派代表者会議による人事はできませんといった御説明もさせていただきまして、実際に5月26日の議員協議会においては前期を踏襲という形で、会派代表者会議による委員選考という形で申し合わせがなされましたが、6月2日、任期開始後の全員協議会では会派と人事は切り離すということが確認されまして、今期の議会運営委員会につきましては、まず総務産業委員会、それから厚生文教委員会の人選が会派を中心にそれぞれの委員会から3人ずつという形で選任をされております。そのあたりを踏まえて御協議をいただきたいと思います。

○橋本委員長 そういう説明でございますが、皆さんどうですか。

○津島委員 今の説明を書いてくれ。

○尾川委員 ようわからん。

○橋本委員長 暫時休憩をいたします。

午前 9時35分 休憩

午前10時02分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの会派の異動についての報告で、今後の対応策につきましては次回以降の議会運営委員会で協議をするということで閉めたいと思います。

それでは、本格的な議事に入りたいと思います。

\*\*\*\*\* 議長の諮問に関する事項についての調査研究 \*\*\*\*\*

議長の諮問に関する事項についての調査研究で、政務活動費収支報告書の審査につきまして議会事務局の説明をお願いします。

○石村議事係長 それでは、審査方法について御説明申し上げます。

審査は、直ちに委員会を休憩いただき、休憩中にお願ひしたいと思います。

まず、議員ごとの政務活動費収支報告書ファイルを回覧していただきます。議員ごとのファイルには、一番上に審査表を挟んでおりますので、ファイルを御確認いただいた後、審査された委員の名前と、その報告書の疑義について使途項目と疑義の内容を御記入いただきたいと思います。審査が済まれましたら、配付しておりますチェックシートに審査済みのチェックを入れていただき、審査漏れのないようにお願いしたいと思います。全ての審査が終わった段階で審査表をコピーし、各委員に配付をさせていただきます。その段階で委員会を再開いただき、1件ずつ各委員の疑義について御協議をいただきたいと思います。チェックシートの同じページに例規から抜粋した参考資料、使途基準等も記載しておりますので、審査される際の参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○橋本委員長 ただいま事務局から説明がございましたとおりに実施しようと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ただいまより議会運営委員会を休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時49分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま政務活動費の審査の結果が出てまいりました。

指摘をされた方からそれぞれ報告をしていただくことのようにございますので、会議を進めていきたいと思います。

まず、山本恒道議員の件で掛谷委員から指摘がございます。

○掛谷委員 資料購入費を見ていただいたら、多分資料の購読なんですけど、その中に会費というのが入っておりますが、どうなのでしょう。

○橋本委員長 皆さんの御意見は、どうでしょうか。

6, 300円の領収書の内訳は、1カ月会費500円、申請200円、平成27年3月末日の領収書で7月から3月で9カ月分というふうに書いてあります。700円掛ける9カ月で6,300円ということでございます。この会費というのは、この会自体がどんな会かよくわからんじゃけれども。

○掛谷委員 会費が資料購入費に値するんかというその辺のところ。

○橋本委員長 別の項目で会費というのは、計上することはできるんですか、逆に。

○入江議会事務局次長 一般的な会費、研修会会費もそうですから、それはいいんですが、内容によりけりではないかと思います。

○橋本委員長 この9カ月分の会費1カ月500円というのは、恐らく倫理研究所家庭倫理の会相生という会の名前なんですけれども、1カ月500円の会費を支払っていると。だから、そういう何かの講習会に行くとか研修会に行くとかというときの会費ではないです。

どうでしょうか、皆さん。一応議運のほうから指摘をすることによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにいたします。

続きまして、田原隆雄議員に対して星野委員から、事務所費での広報紙の発行は使途基準に該当するののかという指摘がございます。

星野委員、詳しく説明してください。

○星野委員 使途基準の使用できない経費というところに、議会の広報活動か広報紙発行は政務活動費には該当しないというような文書がたしかあったはずですが。

○入江議会事務局次長 いわゆる広報紙とかミニコミ紙とか、一方的な主張とか、瓦版的なものは、だめだという御指摘を以前の議運でいただいております。ただ、それに双方向になるようなもの、それをもってアンケート調査をしたりというようなものであればオーケーだというようなところもあるそうです。

○石村議事係長 タブレットをお持ちでしたら、例規集の備前市議会政務活動費交付条例を見ていただいたらおわかりいただけるんですけども、8条の使途制限のところでも市民への配布を目的とした広報紙等の発行または配布のための経費というのが、使途制限という中に入っております。次長が申し上げました双方向が必要と。

○尾川委員 事務局の説明が不足じゃねえかと思うんじゃ。議員の解釈は違う。要するに、議会活動と後援会活動、政務活動の区分が必要なんだと思うんじゃ。議会の報告は、政務活動費になるかならんかというところじゃと思うんじゃ。そのすみ分けが非常に難しい判断をせにゃいけん。そこが議会報告じゃったら政務活動費じゃねえというふうな感じに解釈できる。

○橋本委員長 そういう条例があるということでしたら、議運からこういう指摘がありましたということをお本人に伝えたいと思いますけれども、まさに議会活動を市民の皆さんに文書等で知ら

せるのは、私は政務活動の一環だと思いますが、そのみだったら禁止ですよということを条例が決めるということでしたら、それは条例改正しない限り従っていただくということで報告をせにゃならんのですけど。

○掛谷委員 ですから、例えば我々政党は、公明党で掛谷繁とか言うたらだめなんですよ。それははっきりしとんです。ただ、一方的に議会であったことを、私はこういうことをやってみましたというてそれを配ったらいけんのじゃけど、それを議会報告会でやりますと皆さんにお知らせをして、どうぞいらっしゃいませということには構わんし。また、議会報告会の中でいろんな印刷をします。その印刷代とか、そういうものは構わんということ。一方で、とにかく例えば2,000部なら2,000部で自分のやったことを主張することを書いてばらまくと、それが相ならんという話でしょ。

○橋本委員長 そんな一々附則というんか、これはだめ、これはこういうふうにすればいいという、何か曖昧ですね、今までの取り決めが。

○尾川委員 いやいや、それは要するにいろんな例に基づいて備前市議会として決めて、きょうやきのうに決めたことじゃねえんじゃから、これは。合わんと言よるけど。そこが自分もようわからん言うたって、議会活動か政務活動かというのが線引きだと。星野委員も解釈を言うてみりゃあええんじやが。

○星野委員 これが誠和なのかどうかもわからないですから、どういうものかわからない時点でちょっと指摘をさせていただきただけです。

○尾川委員 それは、もう郵送料も。

○星野委員 はい、関係はあります。これまで気づいていなかったんですが、今回収支報告のデータをいただいたときに、使用できない経費というところに見かけたんで、どうなのかなという指摘をさせていただきたいと。

○掛谷委員 もっとわかりやすく言うたら、後援会活動ではだめなんですよ、簡単に言えば。

○橋本委員長 私の例を言います。この間の定例会の結果や、誰が賛成してどうしてこうしてと、もう一々口頭で説明しよったら長いから、自分でプリントして、それをみんなにこうだったんよと渡す、それだって一方的な報告なんですよ。それが政務活動費でだめなんだということになったら、いろいろと変えにゃあかん。

○掛谷委員 そういうふうには守っていますよ、僕は。守っていますよ。

○橋本委員長 いや、だからそれがだめなんだということになれば。

○掛谷委員 だめですよ。

○橋本委員長 そんな大量に1,000部もこしらえてないから、もう会った人に渡すぐらい。

○掛谷委員 だから、それはあくまでも私費です。

○橋本委員長 だから、それは政務活動費で、議員活動の一環として見ていますから。それをだめというふうには思っただけだったので。

○津島委員 後援会活動と見なされるかもしれん。

○掛谷委員 そういうことになります。

○津島委員 橋本逸夫後援会の人に渡したと。

○橋本委員長 いやいや、後援会でない人にも。

○尾川委員 それは、県へ報告書を、もう後援会活動とそれを分けていかないけんよ。ある程度線を引いて、これは県報告、毎年報告するやつが出すと。

○橋本委員長 そういう指摘が議運でありましたよということで、本人に連絡するという事によろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのようにいたします。

それから次に、津島委員から資料購入費で庭木の剪定とはということなんですが。

○津島委員 昨年200万円、この2月に800万円と予算が可決されとりますが。花いっぱい、庭木ということにやあならんと思うんですけど、私は庭木の剪定をする本を買うたんでも、当事者が花や草木を剪定してくれるのに、やはり下手なことはできんから、ようこの本を読んで勉強して剪定してくれるのにはええと思いますが、いかがなもんかと思うて書かせていただきました。

○橋本委員長 そういう指摘がございます。これも議運のほうからそういう指摘がありますよということで、本人に通告するという事によろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにいたします。

続きまして、鶴川晃匠議員に対して掛谷委員から、真庭市の講演会に出席した分で報告書が必要になるのではないかとこの指摘がございます。

○尾川委員 報告書が1日で必ず要るんか。だから、どの程度の範囲にするかという、1泊以上、会費が1万5,000円以上とか、ある程度せんと、ちょっと気楽に行って聞いて帰って、余り足かせ手かせが多いと困るんじゃけど、どの辺までにするかというのをある程度申し合わせたほうが。

○掛谷委員 実は私もこれ行っとなんですけど、事務局から報告書を出してください、必要ですよと、指摘されとんですよ。

○橋本委員長 そういう取り決めが必要ではないかということでございますが。

○入江議会事務局次長 この件については、23年4月27日の議運の決定で研修会の参加については報告書を添付するという事、まさに本年度はここで今されてますが、そのときに決められたものがございまして、10ページにわたる報告書を求めとるわけではございませんが、ぜひお願いができたらと思います。

○尾川委員 自分の解釈は、要るよと。書かないんじゃないけど、1泊2日ぐらいとかというふ

うな感じで。日帰りで1時間、2時間のやつはもうええんじゃねえんじゃろうかと。書く人は書きゃあええんじゃけど、それを内々でそういうふうにしたらどうかというんで。ただし、そのかわりそういったセミナーなり何なりの案内書はこれにつけて出しとると、根拠を。ほとんど無料が多いんじゃけど、そういう解釈してやっていったような記憶もある。

**○入江議会事務局次長** 私どもでとは思いますが、まず視察は議会事務局を通して先方の市町村へ公文書でやりとりをしますので、これに確かに行かれたというのがわかりますが、チラシ1枚とガソリン代幾らというだけでは、無料であったら、その証明書類が欠落する場合があるので、岡山市に入ったオンブズマンは報告書がないのでだめですよという指摘をされたんだと思われま

す。

**○橋本委員長** どんなでしょうか、簡単にいづどこに行って誰の話を聞きましたと、何についてと、それで大変ためになりましたという簡単な報告書でええんでしょ、そういう場合は。

**○入江議会事務局次長** 十分です。

**○橋本委員長** 簡単な報告書でいいということですので、出していただくように議運で勧告をすると。

**○掛谷委員** 徹底してください。徹底してもらったらいいと思います。

**○橋本委員長** はい。そのようにいたします。

次、私の分です。尾川委員から事務費でタブレットのカバーが出ております。

**○尾川委員** 全員ですよ、タブレット上げとったら。

**○橋本委員長** 3人がタブレットのカバーとケースとそれから保護カバーを計上しています。

これについて、議論の分かれるところではあろうかと思えます。私は、議論になるだろうと思いましたが、あえて計上しました。

**○津島委員** 私は、委員長のところはちょっと見ていないんですけど、ほかの2名の方のは見せていただきました。私の考えは、タブレットを市から公共物で貸与していただいとんじゃから、タブレットカバーも一緒のものを市からつけていただきたい。自分で買うというのはもってのほかです。市のほうから貸与していただくというのが私はいいと思います。

**○尾川委員** じゃから、消防団とか町内会とか民生委員とかがどうなっとるかという問題と、子供の児童・生徒にどうなっとるかというのを、やはり議員もどっちかというて控え目にして、政務活動費じゃから、そら一部も使やあええという考えもあるけど、やはりそういうところとの公平性とかいろんなことを考えて決定すべきじゃと思うんよ。

**○橋本委員長** ほかにはどうですか。

**○掛谷委員** これは、本来はタブレットをいただいたときに、議運なら議運でもう少し精査しとけばよかったのかなと思っておりまして、私はカバーを買っとりますけど、計上しておりません。ですから、私もどちらがいいかというのは本当に迷うところで、それはここの議運で津島さんが言うような意見もあるし、私は入れてもいいんじゃないかとは思っています。ただ、今回遠

慮しております。だから、もう少し議論してはっきりしとくべき事案じゃないかと思っています。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

ないようでしたら、一応議運からの勧告ということで、これを本人に伝えるということによろしいでしょうか。

○尾川委員 じゃから、言ったように、消防団とか民生委員と同列にせえとか子供と同列にせえというんじゃないしに、やはり議会は議会として考えて、これを上げるべきか、これだけで済みよるわけじゃねえんですわ、議員活動しよるのは。だから、それを政務活動費として上げてオープンにしていくなかといかんかというのを、やはり議員が判断せにやあいかん。そりゃあみんな今その範囲じゃない、返した人もおるかもしれんけど、ほとんどが大体オーバーしとると、これは灰色の分は出さずにいこうとか、絶対これは認められるけど上げずにいこうとかというのはいろんな判断、それなりに皆判断力持ってやられよると思う。だから、こういうものについてはあえて控えるべきじゃと言よるわけですよ。いやいやそうじゃねえ言やあそれでもええんよ。

○津島委員 私は、公共物に私金を突っ込んだらいけん言うん。公共物の貸与に対して。じゃから、タブレットのケースを買った人は、市のほうから返金してもらおうと。

○橋本委員長 本当は市が全部そろえて貸与すべきじゃのに、不完全なものを貸与したと。

私の意見は、市から貸与を受けたものを、これ議員に属するものなんですけれども、議席がある間ということで、議席を失うときにはこれを返還せにやならんと。返還するときに壊れとったり傷ついとったりしたらだめだから、一応ケース並びに画面の保護カバーを装着したという考えでおります。これは当然外部でも使うから、政務活動に属するもんだと。だから、あえてこれを否定することもないんじゃないかなということで、オーバーしていましたが、あえて計上させてもらいました。

○掛谷委員 多分これここで結論出ないと思います。よその議会でこういうタブレットなんかでこういうのをやっているところあると思うんで、どういう形になっているかというの、ちょっと置いときましょう。

○尾川委員 よそもよそじゃけど、まず備前市内を見られりゃええがと思います。

小学校も行ってねえのに。それで困りようるわけじゃが。そんなのに、こっち側は支給とそれと違うその範囲内で、自分の裁量で判断していきよるから、税金を使いよるわけです。公共を使いよるわけだから、もっと慎重にやるべきじゃと言うとる。

○橋本委員長 どうでしょうか、ほかの方は。

ですから、一応こういう指摘が議運のほうでありましたということをご本人に通知するということによろしいでしょうか。

○掛谷委員 研究、検討をするということをやっと。

○入江議会事務局次長 研究、検討の余地はもうありませんで、御本人さんが控えるべきなの

か、これを全部この議運でだめにするのか、あるいは案分をするのかというぐらいしかないと思われます。いわゆる精算期日は4月30日です。検討している暇はもうございません。

○橋本委員長 だから、場合によっては返還金が多くなる人もいるし、余った部分でもう組み込むこともできる人もおるし、いろいろです。だから、もうそれを指摘するということであつたらええんじゃないんですか、どんなんですか。返還金をふやせという格好になりますか。

例えば、議長と西上副委員長の場合は余ってないから、返還しとるから、その返還金をその分も含めて返さにやならんようになるから。

○津島委員 市からもろうたらええんじゃが。

○橋本委員長 いやいや、それはまた予算計上してもらわにやならんようになるから、またややこしくなりますので。

○津島委員 最初から間違うとる。

○橋本委員長 ハード、本体自体を貸与、それに対する附属品というよりも、なくってもええもんですけれども、あつたほうがいいもんですから、傷つけないということで購入したという格好でございます。だから、こういう指摘があつたということで、本人に伝えるということでええんじゃないですか、どんなでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、守井秀龍議員に対して星野議員が請求明細書Aの6番に御署名をと、署名が入ってねえよということのようでございます。これは、誰の署名、本人が署名せにやあならんところがあるん。

それは今からでもしてもろうたらええんじゃろう。

はい、それなら後ほどしてもらいましょうか。簡単なことです。

次に、川崎輝通議員に対して尾川委員から、「経済」という月刊誌ですか。

○尾川委員 別に「経済」じゃあ「文藝春秋」、「中央公論」というて、定期購読が適当かどうかというのはちょっと事務局もよう研究してみて。それを認めるんなら、「文藝春秋」も「中央公論」も認めるべきじゃ。それで、言いたいのは「中央公論」の特集号というか、前あるテーマの特集組んどるときだけ購入するというんが一般的だと思う。じゃけど、その辺をこれも今言う個人個人の考えじゃからというて、ある程度議会でまとめていきようらんと、オンブズマンは1カ所を突いてくるわけじゃから。

それで、ほかの月刊誌と違いがあるかというたら難しいんじゃけど、一般紙、大衆紙等、「文藝春秋」、「中央公論」と一緒にするんかどうかやな、ほかにもいろいろあるけれど。もう一つ出とった「住民と自治」という小さい冊子、これも自治体問題研究所が出しとるやつで薄い本がある。これも、これはどっちかというたら議運の政務活動にしてえなという感じがあるんじゃけ

ど、だから「文藝春秋」、「中央公論」、「経済」とか「世界」とかというのが本当に政務活動に当たるかどうかというんで出してねえ面もある。じゃけど、そんなん今回出しとるのはそういう人口減少の問題で、特に特集でシリーズであったら何か月か出しとるとというのが実態で、そないなのも皆、やはり議会としてどうするかということを考えていかにゃあいけん。

**○橋本委員長** これはいかが取り計らいましょうか。議運のほうでこういう指摘がありましたよということで本人に通知しますでしょうか。

　　だけど、今までこういう経済関係で、月刊誌であろうとも政務活動の目的でもって購読していますよということであれば、大体今までは認めてきとんですよ。

**○尾川委員** また、今言うたように「文藝春秋」とか「中央公論」を購読しとったら、政務活動に上げてねえわけじゃ、上げられんのじゃ。蹴ったわけじゃ。

**○橋本委員長** 以前の議運で。ということは、「文藝春秋」だって「経済」だって「政治」だって、私は政務の活動ということでの目的というんか意思があって定期購読をするんだったら、それは認めてやりゃあええと思うんですけど、以前それを拒否したわけです、議運で。

**○尾川委員** 拒否というか、何という理由だったかちょっと定かじゃねえけど、要するに「文藝春秋」とか「中央公論」、「世界」とかというのは誰かがということで外した経緯がある。

**○橋本委員長** そうなると、読んだる定期刊行物の内容自体でこれはいいこれはだめということ審査するということだったら、これ議運のこんな短時間でどうこう言うて、もう良識に任すよりほかはないんですが。

　　とりあえずそういう指摘があったということは、本人に伝えときますか、通知しときますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

　　それじゃあ、そういうことでお願いをいたします。

　　続きまして、西上徳一議員の場合はタブレットカバーですから、これはさっき議論がありました。

　　続きまして、山本成議員に対して尾川委員から、研究、研修ということでセミナーの参加報告書がないよという指摘がございます。

**○尾川委員** そのことですが、前にも話があったように、ここで日にちと時間と場所を書いているのが報告書か、それともある程度中身をまとめた報告書か。というのが報告書もいろいろ段階があるんですけど、指摘したのは、参加費のいらぬものはいいけど、交通費を使って1万5,000円も2万円も出すんだったら、報告書ぐらいつくったほうがいいんじゃないかという話。

**○橋本委員長** これは、今後のこともありますので、議運からそういう指摘がありましたよということを本人に通知をしてください。参加費が1万5,000円といえば高額な部類だろうと思うんですけど、何ら中身についての報告書がないというのはないんじゃないかと思うんです。

　　そういうことで、指摘をしといてください。

　　以上でございます。

以上でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この政務活動費収支報告書の審査につきましては以上といたします。

○尾川委員 文書の配布が、議会活動か後援会活動かというのをちょっと説明してくれりゃいいが。

○石村議事係長 政務活動費交付条例の第7条で政務活動費を充てることができる経費というのがございまして、政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴など、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動となっております。

その次の用途制限の中で、先ほど田原議員の収支報告書で議題となりました市民への配布を目的とした広報紙等の発行または配布のための経費ということで、これが一方的に配布するものか、フィードバックを求めたものかという御判断になるかと思えます。

○尾川委員 だから、逆に言えば、どうしたら政務活動として認められるのか。

〔「誠和はひっかかるな」と呼ぶ者あり〕

〔「ひっかかるかな」と呼ぶ者あり〕

〔「ひっかかるよ。後援会の会報みたいなもんじゃから」と呼ぶ者あり〕

〔「そうじゃ、後援会活動じゃ」と呼ぶ者あり〕

ほんなら、どういうふうだったらええん、逆に。

○橋本委員長 ちなみに教えてください。こういう条項は備前市議会だけ。それとも他市も同じ。これこそ本当の議員活動だと思うけど、一方的な配布はだめじゃというて、ほんならそれにアンケートの回答欄でも入れて、御意見のある人はこれに御回答くださいと送り先でも書いてほしいんでしょか。

○尾川委員 そういうことをせにゃあいけんかもしれんな。

○橋本委員長 よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしかったら、以上で政務活動費の収支報告書の審査を終了いたします。

次に、平成26年度議会費補正予算について、事務局次長から説明をお願いします。

○入江議会事務局次長 議会費の補正予算でございます。平成26年度の最終補正ということで、3月31日で専決をさせていただいたものでございます。

内容につきましては、事実上執行残見込みの減額を行っております。会議録の作成委託料、庶務の普通旅費それから議会広報の印刷製本費、最後に議員さん方の視察旅費に当たるものでございますが、委員会調査旅費の執行残の見込みで減額をしております。

なお、先ほど御審査をいただきました政務活動費につきましては、110万円程度の執行残が出るはずなんですけど、3月31日の時点ではわかりかねましたので、この補正予算には計上しておりません。

○橋本委員長 以上、議会関係の補正予算の説明が終わりました。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、③備前市議会ICT活用プログラム（仮称）について説明をいただきます。

○入江議会事務局次長 平成27年度の予算が成立をいたしまして、一般会計の議会費の中へ議会ICT活用にかかわる予算を頂戴できました。それにつきまして、今後どのように予算執行をしていくかということで、まずは実施方針とも呼ぶべき使用料を素案として作成をいたしました。

時間の関係もありますので余り詳しくは御説明しませんが、最初のうったてとしましてだけは説明をさせていただきたいと思えます。

1ページになりますが、市議会ではまちづくり基本条例にうたわれているとおりに、市民の意思決定を行う最高機関としての役目を果たしていきたいということを書かせていただきまして、そのような中で議会みずからが議員定数を大幅に削減され、少数精鋭の陣容となった市議会において議会活動の充実はなお一層求められているというふうに意識をしているとしております。議会では、この議会活動の充実というべきところを、調査と立案と公開というところをキーワードとして議会の機能の強化を行っていききたいとしております。

その議会改革への取り組みの一つとして、昨年来、議運が中心となって調査研究を続けてきたICT機器の活用を掲げて、平成27年度から試験的に議会運営、議員活動に採用してはというところを書いております。これを端緒として、もっともっとわかりやすい議会にしていくことを目指すとうたっております。

経過については、2ページから書いておりますが、3ページに図示をしております。

まずは、市で、市当局が行われますICTまちづくり事業が一番頭にあります。それに、当然それは市民が活用されます。議会議員さんもこの中に入ることはありますが、それから派生させて議会ICT活用プログラムというのを考えていくと。ICT事業、一番上のICTまちづくり事業は、防災情報、市の催事案内とか、そういうものもやっていくことになっておりますが、議会ICT活用では議会運営とか議員活動にも使っていくというところでございます。

内容については省略をさせていただきまして、4ページの議会ICT活用プログラムとは何かというところをここで書かせていただいております。

その中で、5ページのⅡのプログラムの構成というものを考えまして、議会でのICT活用プログラムは準備の段階と操作の習得の段階と運用段階と活用発展段階と、最後に検証評価段階の5つを考えてプログラムをつくっていかうとするものでございます。それを6ページまで書かせていただいて、6ページの下段から7ページにかけては進行行程と予算を書かせていただいております。

この中で、6ページの最後の行から、このICT活用プログラムに係る検討組織として議員数名で構成する任意の勉強会組織、議会活性化検討会を立ち上げ協議検討を行っていくこととする、素案の段階でこのように書かせていただいております。この検討会では、執行に係る事項について議会事務局を指導、助言しながら議会運営委員会に提言するようなものと書かせていただいております。

予算額は、その下の括弧の中にありますとおり、使用料、賃借料で105万9,000円です。これが4月から使える状態になっておりまして、導入の内容をこれから契約していくというようなところで書かせていただいております。

11ページは、市のまちづくり実証実験の貸出要綱を、15ページ、資料2になりますが、市議会のICT活用プログラムの業務基本仕様書を明示して、このようなものを考えていくというところになっています。これについては、予算の規模から入札の必要はない区分になっておりますが、議会がやる以上、プロポーザルをして一定の競争の原理を取り入れた契約にするために、17ページからはプロポーザルの実施要領を書かせていただいております。

長くなりましたが、ICT活用プログラムの実施要領ということで、4回ほどは見直していただきましたが、事務局のほうで練った素案として今年度の事業展開に向けていけたらというふうに思っております。

**○橋本委員長** ただいま事務局次長のほうから備前市議会ICT活用プログラム実施要領の素案について説明がありました。詳しくは、よく読まなければわからないんじゃないかなと思いますが、基本的な線で、先ほど6ページから7ページにかけて、この活用プログラムにかかわる検討組織として議員数名で構成する任意の勉強会組織、(仮称)議会活性化検討会を立ち上げ協議検討を行っていくこととするということについて皆さんの理解がいただけたら、今後人選等々は別として、こういう方向で進んでいくよという基本的な運営方針です。

よろしいでしょうか。

**○尾川委員** 議会活性化検討会という名称はやめてほしい。

ICTだけに限ってくれる。でないとこれが全てみたいで、ほかの議会改革と間違えるから、限定してほしい。

それともう一点は、公共交通で感じたんじゃないけど、事務局も感じると思う。つまり、夢みたいな話ばあやってきたわけじゃ。それで結局バス事業者は手を放す、やらんというふうなことになって。何かもう1カ月ぐらいしかなくなるとんじゃない、時間はもう。要するにこのICTまちづくり事業で議会がどういう考えがあるかということ、あれだけタブレットももめてもめて、まだまだそりゃ学校なんかどこまでいっとんか。そんな状況をもう少し現状把握してほしいわ、事務局も。これも確かにええ計画書をつくってくれて、文章もつくってくれとると。もっとどういふ状況なんか、消防団の方は議会は関係ねえと言うかもしれんけど、民生委員はどんなならとか、いろんなことをやはりICT化に係る情報というのをに入れてほしいと思う。じゃない

と、これだけ読んだらほんまに絵に描いた餅で、ああなるほどなあええなあというので、議会改革も進んで、市民もこれで納得するかもしれんけど、現状はそうじゃねえと見とんじや。悲観的に見るわけじゃねえけど、学校の先生なんか本当に困りよと思う。そういうところをもう少し、議会ぐらいは課題をきちっと、どういう問題あつてこうこうこういうもんを、これに出すわけにいかんかもしれんから、別のものにこういう課題があるよというやつを、やはり正面から立ち向こうていかなんだら、ええよええよというていきよつたらああいうことになって、もうようわかろう、あのバス見たら。南北線がどうじゃあいうたりしてよ、それでやめましたいうて、もう市民が聞いたら怒ると思うんじやがな。どう説明するんいうて、ほんま頭が痛えわ。

○橋本委員長 ただいま尾川委員のほうから（仮称）議会活性化検討会という名称はちょっとおかしいと、ICTに特化した名称を考えるべきだというふうに提案がございました。

○掛谷委員 議会活性化ということで、物すごく大きい中のICTをという話ですけど、この頭の6ページの最後のところにICT活用とありますから、議会ICT活用化検討委員会とか、検討会とか、そうすべきですよ。これ議会活性化というたら、もうこれ全部できるんかという話になります。

○橋本委員長 異存ないですね、皆さん。

異存なければそのように、そのように修正をお願いいたします。

③の部分についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにいたします。

続きまして、④議会報告会についてということでございます。

これは、さきの議会運営委員会で次回の議会主催の議会報告会は8月とするということで決定を見ております。事務局のほうから、8月にするんだったら日程及び会場を協議していただきたいということでございます。これにつきましては、ここですぐに決めるということにはならないと思いますので、それぞれ各会派等々に持ち帰って、内容も含めて、以前は4つの班に分けました、1つの班がそれぞれに人員的に少なかったというようにも思えます。これを2つに分けることはどうなんだろうとか、あるいは日程も小田原市議会のように土日の日中を使うということもええんじゃないかとか、いろいろな方面で検討していただけたらと思います。それから、会場も、今まで過去2回あったのは、全て4つの会場で限定されております。会場についても、出前報告会というような格好でいろいろと転々としてもいいんじゃないかとも思います。それぞれの会派に持ち帰りまして、あるいは周りの者と相談をして、次回の議運で協議していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにいたします。

じゃあ、4番はそれで終了。

5番目、その他、事務局が説明をいたします。

**○草加議会事務局長** それでは、お手元にお配りしております資料があると思いますが、備前市まち・ひと・しごと創生懇談会（案）への委員就任打診についてということでございます。

これは、地方版総合戦略の策定が義務づけられておりまして、その人口ビジョンと総合戦略を策定するために、市のほうでは備前市まち・ひと・しごと創生懇談会という懇談会、審議会のようなものだと思いますが、それを設置する予定だということでございます。そして、その委員に、議会からも就任していただけないかという依頼がありましたので、その対応について御協議いただきたいということでございます。

簡単に考えている懇談会の設置目的は、人口ビジョン及び総合戦略の策定のため各分野の意見を広く求め、反映させるということでございます。

それから、組織、所掌事項等でございますが、12人で組織する懇談会、産官学金労言の各分野から委員を委嘱する予定と。懇談会の委員へ議会から2名の就任をお願いしたいということで、打診されております。

この組織でございますが、自治法の138条の4第3項に規定する附属機関ではなく、任意の懇談会組織であるということでありまして。法の規定もありませんし、条例設置もありませんので、市長からの諮問はなく、答申も当然ないということでございます。

どういったことを検討するのかということですが、人口ビジョン及び総合戦略を策定するためにそれらに関する事項について検討するというあたりでございます。

人口ビジョンとか総合戦略の素案については、この懇談会からいただいた意見を反映させて、市のほうが検討部会というものをつくると、その検討部会のほうで作成するというように聞いております。

そこから下、参考の1それから参考の2というふうに資料をつけておりますが、まずこの参考1のところ、地方版総合戦略策定のための手引というのが平成27年1月に内閣府の地方創生推進室から出されておりました、そこで2番として策定プロセス、8番として地方議会との関係というふうにまとめてあります。その中で、策定プロセスの中には議会という言葉は入ってはおりません。8番のところ、地方議会との関係という項目を出しておりました、太字で書いておりますけれども、議会においても地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において十分な審議が行われるようにすることが重要と規定してございます。ここで言う審議というのは、議会の会議で付議事件について説明を聞き、質疑し、討論し、表決するという一連の過程のことでございます。

それから、その右側、参考2として、議員の審議会等への参画についてということで、備前市議会の申し合わせがございました。平成26年6月2日付でございます。

4番として、各種役員及び任期に関するものの4番に市長委嘱にかかる各種協議会、市議会等

の委員は市議会の役職を出ると同時に交代する。なお、法令で定めるものを除き、議員在任中に新たに協議会、審議会等の委員に就任することは自粛するということを申し合わせておられます。

そこから下2つに、全国市議会議長会と自治省行政課の行政実例ということで計上しておりますが、これは備前市議会の申し合わせを作成するに至った根拠として2つのことを計上させていただいております。

ということで、こういった懇談会への議員への委員就任打診について御協議いただきたいということでございます。

**○橋本委員長** ただいま局長の説明がありました、執行部から人口ビジョン及び総合戦略策定のために備前市まち・ひと・しごと創生懇談会、仮称ですけど、そこに対して議会側から委員に就任してほしいという要請がありました。しかし、右のページにあるように、申し合わせや議長会からの助言もあるということですが、どうしようということでございます。いかが取り計らいましょうか。

**○津島委員** 私は、備前市議会の申し合わせを遵守すべきであると思います。

**○尾川委員** 私も一緒です。というのが、議員が長の審議会とか懇談会の委員になる必要はねえと。そういう知恵袋にならずに、議員は議員で判断していくべきだと。これは二元代表制を堅持すべきじゃと考えます。

**○橋本委員長** ほかの考え方の方はおられませんか、それでよろしいでしょうか。

**○掛谷委員** 私もそれでいいと思います。ただですよ、じゃあ議会はこういう懇談会で決められるようなことについて議会側からはどういうアプローチをして、案とか提言とかというのは課題としては残るのではないかと思うんで、これとは別ですよ。これとは別なんで、それはそれでいいんです。ただ、傍観して、黙って、こちら側からアプローチは一切何もないんでしょうかということ、そういうところは疑問に思うんですよ。入ることはないですよ。

**○橋本委員長** ちょっと待ってください。総合戦略は議決案件ですか、ちょっと確認です。

**○草加議会事務局長** いえ、議決案件ではございません。

**○橋本委員長** 議決案件ではない。だから、議会が全然関与しないと、もうそのまま突っ走っていくということもあり得るということですね。議会が議決しないんだから。

**○草加議会事務局長** 議会への報告なしに決定するということも考えられなくはないんですが、先ほど参考の1のところ、手引がありまして、その8のところ、議会においても十分な審議が行われるようにすることが重要だということを記載してございますので、恐らく執行部から委員会のほうへ素案についての報告はあるんであろうと、今の段階では考えております。

**○橋本委員長** 3人の意見がありましたが、こういうところに委員を出すべきでないということでございます。

あとの2人の方もよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

であれば、議運の決定としたら、これは丁重にお断りをすべきということのようでございます。

続きまして、議会だより編集委員の選出について。

○石村議事係長 議会だより編集委員の選出についてでございますが、来る6月10日で現在の議会だより編集委員の任期が満了となります。11日からの後任を選出していただく必要がございますが、その選出方法は議会運営委員会で御協議いただくこととなっております。御参考までに、現委員は総務産業委員会、厚生文教委員会から2名ずつ、議会運営委員会から1名の合計5名で組織をされております。

○橋本委員長 説明がございましたように、あと総務産業、厚生文教委員会には、それぞれ委員長に連絡して後任人事を決定してくださいとお願いしてください。

議運はここで、1期目ということで私が出ていましたが、交代ということで、どなたにするかを決めたいと思います。

やりたいという方はおられませんか。

〔「西上副委員長は」と掛谷委員発言する〕

掛谷委員のほうから、副委員長にということでございます。

どうでしょうか、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、決定したいと思います。

それでは、議会運営委員会からは西上副委員長を選出することになりました。

あとは、総務産業、厚生文教委員長にその旨を伝えて、後任人事を決定して報告するようにしてもらってください。

\*\*\*\*\* 議会の運営に関する事項についての調査研究 \*\*\*\*\*

次、議会の運営に関する事項についての調査研究で、①委員会の運営について、事務局が説明いたします。

○石村議事係長 4月1日付で就任されました新教育長についてでございますが、さきの定例会で選任同意案がございましたとおり、新制度では特別職となっております。つきましては、厚生文教委員会において、さきの定例会で委員会条例が改正されましたとおり、必要に応じて出席要求を行う運営となりますので、よろしく願いいたします。

○橋本委員長 ただいま事務局から報告がございましたとおり、教育長が特別職になったということで、委員会に必ずしも出席する義務はなくなったということでございますが、それで了解をいただけますでしょうか。

○津島委員 私は、毎回委員会へ出席していただきたいと思います。

○橋本委員長 本人もそのように言われているようですが、ただ今までのように最初から最後まで

で出席されるというようなことではなくなるというように聞いております。

○津島委員 私は、最初から最後までおっていただきたいと。民間経営しか、民間の仕事しかやってきたことがないから、一日も早く教育に携われるようにという意味で毎回最初から最後まで出席していただきたいと要望いたします。

○橋本委員長 ほかの委員の方、御意見はございませんか。

○掛谷委員 今津島委員が言われたこともごもつともだと思いますが、本人のお仕事もございましょうし、ケース・バイ・ケースでできるだけ出ていただくということでもいいんじゃないですか。それを毎回必ず出よと言われても、いろいろあろうと思いますけど、その趣旨は賛成でございますので、ケース・バイ・ケースでいいんじゃないですか。

○尾川委員 私は議長から要請して出ておられるんじゃないから、最初から最後まで出ていただきゃあええと思いますよ。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、一応毎回出席を要請して、教育関係にかかわる部分でできるだけその時間帯にはおっていただくようお願いはしてみてください。だけど、特別職ということでございますのでこれは強制ではございません。

それでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように取り計らいます。

\*\*\*\*\* 報告事項（その他） \*\*\*\*\*

続きまして、3、報告事項等で①行事予定等、事務局の説明を願います。

○石村議事係長 きょう現在で知り得た第3回定例会までの行事予定を掲載させていただいておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

7月10日には午後から東備消防を除く一部事務組合議会が開催をされる予定と伺っております。まだ確定ではございませんが、関係議員の方は日程を調整いただきたいと思っております。

○橋本委員長 よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、②その他ということで、事務局から何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、委員の皆さんのほうから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上をもちまして議会運営委員会を閉会といたします。

御苦労さまでございました。

午前11時59分 閉会